学校いじめ防止基本方針

いわき市立湯本第一小学校

1　いじめの定義

「いじめ」を「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」と定義すること。（いじめ防止対策推進法）

2　いじめ対策の基本方針

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。したがって、すべての児童がいじめを行わず、及び他の児童に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童の理解を深めることを旨として、いじめの防止等のための対策を行う。いじめが行われず、すべての児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるように、保護者他関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、さらにその再発防止に努める。

3　学校及び学校の教職員の責務

学校に在籍する児童等の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処し、さらにその再発防止に努める。

4　いじめ防止対策のための基本事項

（１）実態把握に関すること

①　教職員の対応

子どもたちや学級の様子を知るためには、教職員の気づきが大切である。同じ目線で物事を考え、子どもたちと場を共にする。その中で、子どもたちの些細な言動から、個々の置かれた状況や精神状態を推し量ることができる感性を高めていく。

②　実態把握

子どもたちの個々の状況や学級・学年・学校の状態を把握したうえで、いじめ問題への具体的な指導計画を立てることが必要である。そのためには、子どもたち及び保護者への意識調査や学級内の人間関係をとらえる調査（Ｑ－Ｕテスト、ソシオメトリック等）、子どもたちのストレスに対しての調査（浜松医科大学による調査）等を行う。また、配慮を要する子どもたちの進級や進学、転学に際しては、教職員間や学校間で適切な引継を行う。

（２）早期発見及び対応

①　日常の観察から

- 交友関係の変化・体調の変化や表情の変化・服装の乱れや言葉遣いの変化
- 欠席状況、遅刻・早退の状況・持ち物の紛失や持ち物の変化・金銭の使い方の変化
- 保健室への訪問回数等

②　本人・保護者等からの訴えから

- 定期的なアンケート調査実施・教育相談の充実・家庭訪問や個人懇談での情報交換

③　教師による直接の発見から
・　職員会議後の情報交換の場の活用・情報の共有化を図り、他の職員の協力
④　いじめの相談体制
・　湯本第一小学校に定期的の来校する心の教育相談員の積極的活用を図り、児童の実態把握を的確に行い、情報の共有を図る。
・　相談窓口を整備し、適時適切ないじめ把握のための体制を整える。

（３）いじめが起きた場合の対応
①　いじめられている子どもに対して
□　子どもに対して
○　事実確認とともに、まず、つらい今の気持ちを受け入れ、共感することで心の安定を図る。
○　「最後まで守り抜くこと」「秘密を守ること」を伝える。
○　必ず解決できる希望が持てることを伝える。
○　自信を持たせる言葉をかけるなど、自尊感情を高めるよう配慮する。
□　保護者に対して
○発見したその日のうちに、家庭訪問等で保護者に面談し、事実関係を伝える。
○　学校の指導方針を伝え、今後の対応について協議する。
○　保護者のつらい気持ちや不安な気持ちを共感的に受け止める。
○　継続して家庭と連携を取りながら、解決に向かって取り組むことを伝える。
○　家庭で子どもの変化に注意してもらい、どのような些細なことでも相談するよう伝える。

②　いじめた子どもにたいして
□　子どもに対して
○　いじめた気持ちや状況などについて十分に聞き、子どもの背景にも目を向け指導する。
○　心理的な孤立感・疎外感を与えないようにするなど一定の教育的配慮のもと、毅然とした対応と粘り強い指導を行い、いじめが人として決して許されない行為であることやいじめられる側の気持ちを認識させる。
○　必ず解決できる希望が持てることを伝える。
○　自信を持たせる言葉をかけるなど、自尊感情を高めるよう配慮する。
□　保護者に対して
○　正確な事実関係を説明し、いじめられた子どもや保護者のつらく悲しい気持ちを伝え、よりよい解決を図ろうとする思いを伝える。
○　「いじめは決して許されない行為である」という毅然とした姿勢を示し、事の重大きさを認識させ、家庭でも指導を依頼する。
○　子どもの変容を図るために、今後のかかわり方などを一緒に考え、具体的な助言をする。

③　周りの子ども達に対して
○　当事者だけの問題にとどめず、学級及び学年、学校全体の問題として考え、いじめの傍観者からいじめを抑止する仲裁者への転換を促す。
○　「いじめは決して許さない」という毅然とした姿勢を、学級・学年・学校全体に示す。
○　はやし立てたり、見て見ぬふりをする行為も、いじめを肯定していることを理解させる。
○　いじめを訴えることは、正義に基づいた勇気ある行動であることを指導する。
○　いじめに関するマスコミ報道や、体験事例等の資料をもとにいじめについて話し合い、自分たちの問題として意識させる。

④　継続した指導

○　いじめが解消したと見られる場合でも、引き続き十分な観察を行い、折に触れて必要な指導を継続的に行う。

○　教育相談、日記、手紙などで積極的にかかわり、その後の状況について把握に努める。

○　いじめられた子どもの良さを見つけ、褒めたり、認めたりして肯定的にかかわり、自信を取り戻させる。

○　いじめられた子どもの良さを見つけ、褒めたり、認めたりして肯定的にかかわり、自信を取り戻させる。

○　いじめの発生を契機として、事例を検証し、再発防止・未然防止のために日常的に取り組むことを洗い出し、実践計画を立て、いじめのない学級づくりへの取組の強化する。

（４）インターネットを通じて行われるいじめの対応

○　児童及び保護者がインターネットの流通性、匿名性、その他インターネットを通じて行われるいじめを防止し、また効果的に対処できるように情報モラルの研修会等を行う。

5　重大事態の対応について

（１）重大事態の意味

「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」

○　児童生徒が自殺を企図した場合

○　身体に重大な傷害を負った場合

○　金品等に重大な被害を被った場合

○　精神性の疾患を発症した場合

○　「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている場合」

（２）重大事態の発生の報告

○　学校から学校の設置者に重大事態の発生を報告

○　設置者から地方公共団体の長等に、重大事態の発生を報告

（３）事実関係を明確にするための調査の実施

○　いじめ行為が、いつ、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなその事実関係を可能な限り網羅的に明確にする。

○　因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査する。

○　いじめられた児童生徒からの聞き取りが可能な場合

→　いじめられた児童や情報を提供してくれた児童を守ることを最優先として調査する。

→　調査による事実関係の確認とともに、いじめた児童への指導やいじめられた児童の状況にあわせた継続的なケア・落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援を行う。

○　いじめられた児童からの聞き取りが不可能な場合

→　当該児童の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者に今後の調査について協議し、調査を着手する。

→　いじめがその要因として疑われる自殺の背景調査のあり方については、「児童生徒の自殺がおきたときの調査の指針」を参考とする。

6　家庭との協力に関すること

ＰＴＡ総会や授業参観、学級懇談で、いじめの実態や指導方針などの情報を提供し、意見交換する場を設ける。また、いじめのもつ問題性や家庭教育の大切さなどを具体的に理解してもらうために、保護者研修会の開催やＨＰ、学校・学年だより等による広報活動を積極的に行う。

7　地域との協力

学校評議員、地域各種団体と情報交換、協議できる場を設けるなど地域ネットワークづくりを行い、いじめ問題への対応等の学校教育活動について情報提供し、理解を得るようにする。　民生児童委員、登下校の見守り隊、地区子ども会、スポーツ少年団等の地域の各種団体から気になる言動があればすぐに学校へ連絡が入るよう、体制づくりをする。

8　　いじめ防止のための組織

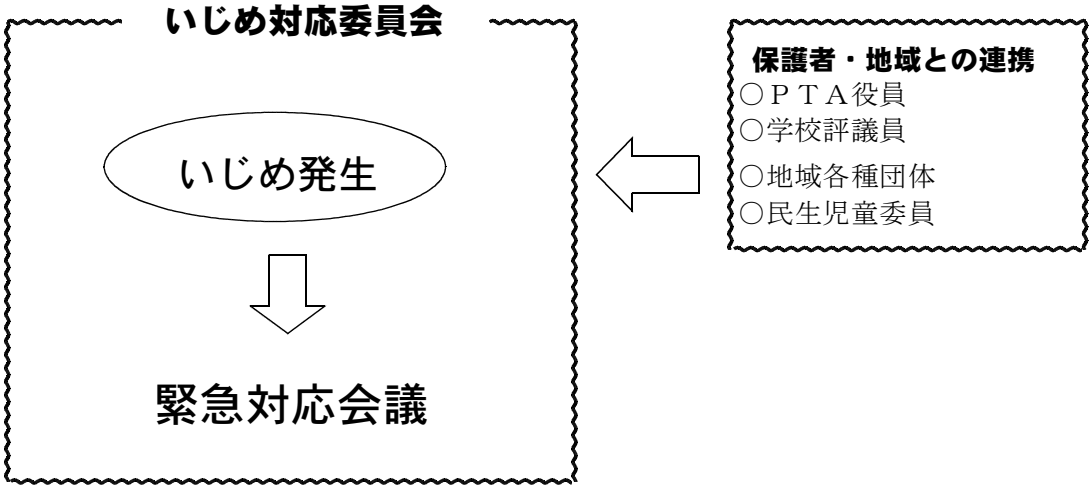

【構成員】
○校長　○教頭　○教務主任　○生徒指導主事　○学年主任　○養護教諭
【活　動】
①　いじめの早期発見に関すること（アンケート調査、教育相談等）
②　いじめ防止に関すること
③　いじめ事案に対する対応に関すること
④　いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童の理解を深めること
【開　催】
○　いじめ対応委員会は原則学期１回開催
　※　緊急対応会議はいじめを認めたときは早急に開催